

総務委員会報告資料

令和 7 年 2 月 2 6 日

報告事項件名	頁
1 建設事業者に対する公共工事の資金調達支援策の拡充について	2
2 北鹿浜小学校跡地活用に係る進捗状況について	4
3 旧千寿第五小学校跡地に係る地中障害物の対応について	6
4 足立区公共施設等総合管理計画改訂の取組み状況について	8
5 「足立区特定要求等の記録及び公正な職務の執行の確保に関する規程」の 改正案について	1 1
6 令和 7 年度足立区土地開発公社の事業計画及び収支予算について	別添

(総 務 部)

総務委員会報告資料

令和7年2月26日

件 名	建設事業者に対する公共工事の資金調達支援策の拡充について																												
所管部課	総務部 契約課																												
内 容	建設事業者に対する公共工事の支援策について、令和7年4月より工事金額の一定割合を前払いする制度を以下のとおり拡充する。 1 前払金制度とは 前払金とは、資材購入や労働者の確保など、工事の着工資金の確保のため、区が事業者に対して、請負代金額の一定割合を前払いするものである。 区が事業者に前払金を支払うためには、事業者は、保証事業会社と保証契約を締結していることが必要である。 2 改正の背景・目的 建設資材の高騰や労務費の上昇など、地域の建設業を取り巻く厳しい状況を踏まえ、建設企業の資金繰りの円滑化、適正な公共工事の施工の確保等を目的に前払金制度を改正する。 3 改正内容 (1) 改正内容 <u>令和7年4月1日以降に発注する工事から、建設事業者の資金調達の円滑化を図るため、工事請負契約の前払金の支払上限額を拡充する。</u> <table><thead><tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr></thead><tbody><tr><td>ア 前払金の率は、 契約金額の40%とする。 ただし、契約金額が20億円未満 の場合は、1件の契約につき4億円 (※)を上限とする。 イ 契約金額が20億円を超える場 合は、契約金額の20%とする。</td><td>前払金の率は、 契約金額の40%とする。 (以下削除)</td></tr></tbody></table> (2) 前払金支払額 前払金 支払額 単位：億円 <table><thead><tr><th>工事契約金額</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr></thead><tbody><tr><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>10</td><td>4</td><td>4</td></tr><tr><td>20</td><td>4</td><td>8</td></tr><tr><td>30</td><td>6</td><td>12</td></tr><tr><td>40</td><td>8</td><td>16</td></tr><tr><td>50</td><td>10</td><td>20</td></tr><tr><td>60</td><td>12</td><td>24</td></tr></tbody></table>	改正前	改正後	ア 前払金の率は、 契約金額の40%とする。 ただし、契約金額が20億円未満 の場合は、1件の契約につき4億円 (※)を上限とする。 イ 契約金額が20億円を超える場 合は、契約金額の20%とする。	前払金の率は、 契約金額の40%とする。 (以下削除)	工事契約金額	改正前	改正後	0	0	0	10	4	4	20	4	8	30	6	12	40	8	16	50	10	20	60	12	24
改正前	改正後																												
ア 前払金の率は、 契約金額の40%とする。 ただし、契約金額が20億円未満 の場合は、1件の契約につき4億円 (※)を上限とする。 イ 契約金額が20億円を超える場 合は、契約金額の20%とする。	前払金の率は、 契約金額の40%とする。 (以下削除)																												
工事契約金額	改正前	改正後																											
0	0	0																											
10	4	4																											
20	4	8																											
30	6	12																											
40	8	16																											
50	10	20																											
60	12	24																											

(3) 制度改正の効果

建設事業者は、契約金額 10 億円を超える公共工事において、より多くの資金調達が可能となる。

《事例 1》契約金額 20 億円の場合

	前払金
改正前	4 億円
改定後	8 億円
差 額	+ 4 億円

《事例 2》契約金額 50 億円の場合

	前払金
改正前	10 億円
改定後	20 億円
差 額	+ 10 億円

4 改正することにより想定される課題等

(1) 財政面、補助金等の影響

公共工事着手時に、前払金の支払額が増えるため、適切に予算措置を行っていく。

(2) 事業者が倒産した場合のリスク

事業者が前払金制度を利用する時は、履行保証を付けることを必須としており、倒産時の対策を講じている。

万一、事業者が倒産した時は、工事の出来高に応じて、区は保証会社より保証を受けられる。

5 今後の予定

令和 7 年 2 月下旬 規則、要綱等の規定整備

令和 7 年 3 月上旬 各事業者に対して、電子調達サービス掲示板や足立区ホームページ等を通じて情報周知

令和 7 年 3 月上旬 庁内関係所管課に対して通知

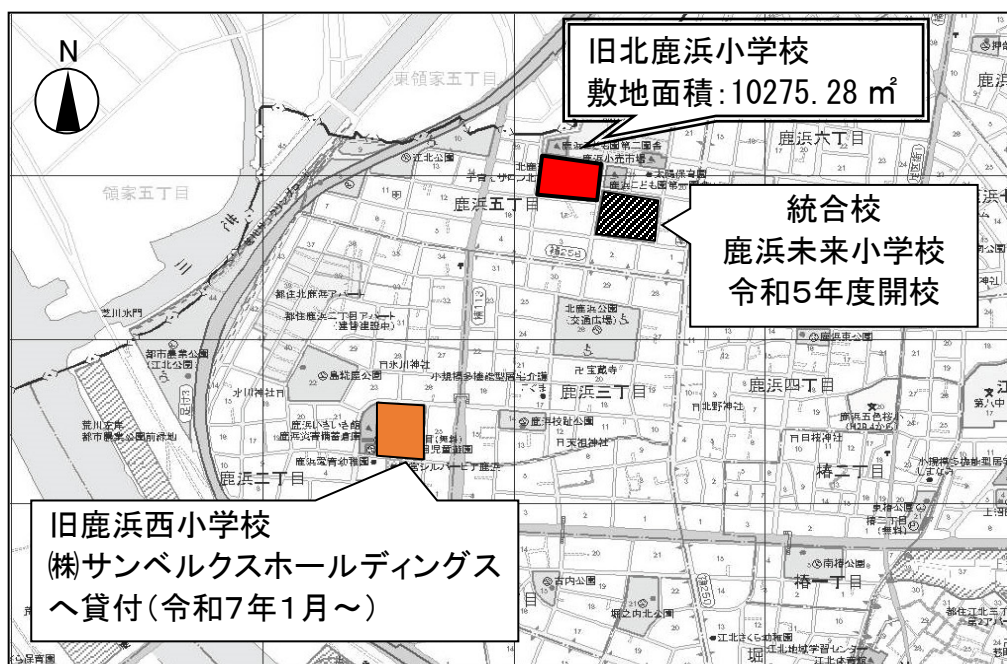
令和 7 年 4 月～ 新前払金制度の実施

総務委員会報告資料

令和7年2月26日

件名	北鹿浜小学校跡地活用に係る進捗状況について
所管部課名	総務部 資産活用担当課
内容	1 北鹿浜小学校跡地の活用について (1) 公募の結果について 北鹿浜小学校跡地について、文教施設又は研究施設の誘致を図るため、既存校舎等の活用を含めた公募を実施したが、令和7年1月22日までの応募期間内に事業者からの応募がなかったため、<u>現段階での選定の実施を見送ることとした。</u> 【令和6年12月公募時の活用条件】 ア 文教施設又は研究施設 イ 既存校舎等を含めた活用 ウ 土地の貸付期間52年間 エ 土地貸付料の最低提案月額1,667,000円 (2) 応募がなかった理由 興味を示していた事業者にヒアリングをした結果、以下の理由が上げられた。 ア 他の候補地の賃料がより安価で、スケジュールにおいても早期な事業展開ができるため。 イ 研究施設の場合、用途地域（第一種住居地域）により、事務所等の床面積が3,000㎡以下に制限されており、他の候補地と比較して規模の大きいものが計画できないため。 (3) 今後の対応について ア 既存校舎の活用を含め、地域ニーズや区の課題解決に資する用途について、幅広く活用の可能性を検討していく。 イ 文部科学省の「みんなの廃校プロジェクト」に登録し、事業者へ広く周知していく。 ウ 活用方針が決まるまでの間の有効活用を図るため、倉庫等としての暫定利用を検討していく。

参考 広域図



参考 これまでの経緯

- 令和元年 6月 北鹿浜小学校と鹿浜西小学校の統合が決定
- 令和2年12月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会より要望書提出
- 令和3年 3月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会と意見交換会を実施
- 令和3年10月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会より跡利用に対する要望・意見提出
- 令和3年11月 サウンディング型市場調査を実施し、事業者に活用意向を調査
- 令和3年12月 北鹿浜小学校・鹿浜西小学校の跡利用説明会開催
- 令和4年 2月 北鹿浜小学校・鹿浜西小学校の活用方針決定
- 令和4年 3月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会と意見交換会を実施
- 令和4年 8月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会と意見交換会を実施
- 令和5年 4月 鹿浜未来小学校開校に伴い、北鹿浜小学校の使用終了
- 令和6年 6月 北鹿浜小学校跡地における事業者ヒアリング結果報告
- 令和6年12月 北鹿浜小学校跡地における活用事業者募集要領等の公表

総務委員会報告資料

令和7年2月26日

件名	旧千寿第五小学校跡地に係る地中障害物の対応について						
所管部課名	総務部 資産活用担当課 総務部 資産管理課						
内容	旧千寿第五小学校用地活用事業に係る整備・運営事業者選定委員会で活用事業者に決定した学校法人三幸学園が、児童発達支援センターの新築工事中に当該敷地において、新たに地中障害物を令和6年11月に確認したため、一般定期借地権設定契約書に基づき、撤去費用に係る区の負担額について協議を進めていく。 1 区が確認した地中障害物及び撤去費用について (1) 区が確認した地中障害物について ア 配管等のコンクリートくず：4 m³  コンクリート配管0.2 m³  コンクリートくず3.8 m³ (2) 撤去費用について 下表のとおり、三幸学園の請求額と区の精査額をふまえ、区の負担額を協議する。 <table><tr><th>工 事 内 容</th><th>三幸学園請求額 (7 m³分 ※2)</th><th>区の精査額 (4 m³分)</th></tr><tr><td>配管等のコンクリートくずの撤去工事 ※1</td><td>440,000 円</td><td><u>222,200 円</u></td></tr></table> ※1 東京都の単価に基づき施設営繕部で精査した額を上限とし、区の負担額を協議する。 ※2 三幸学園から請求のあった地中障害物7 m³の内、区と三幸学園で現地確認できた物が4 m³、写真のみで区の現地確認ができなかった物が3 m³あり、区が負担する場合は、処分前の立ち合いを原則としているため、4 m³を協議対象とする。なお、残りの3 m³については、三幸学園で負担する。	工 事 内 容	三幸学園請求額 (7 m ³ 分 ※2)	区の精査額 (4 m ³ 分)	配管等のコンクリートくずの撤去工事 ※1	440,000 円	<u>222,200 円</u>
	工 事 内 容	三幸学園請求額 (7 m ³ 分 ※2)	区の精査額 (4 m ³ 分)				
配管等のコンクリートくずの撤去工事 ※1	440,000 円	<u>222,200 円</u>					

参考：一般定期借地権設定契約書から抜粋

第 11 条（契約不適合責任等）

次の各号のいずれかに該当したときは、甲乙でその処理に係る費用負担を協議する。

（１）本件土地に土壤汚染対策法上の特定有害物質に関する土壤汚染が確認されたとき。

（２）本件土地に、既存校舎の解体工事完了後に甲が乙に提供する「残置既存杭測量図」に記載されていない地下埋設物が確認されたとき。

2 今後のスケジュールについて（予定）

令和 7 年 3 月頃 協議書締結、令和 7 年度当初予算上程

令和 7 年 4 月頃 令和 6 年 8 月の総務委員会で報告した地中障害物等撤去費用（33,385,000 円）と合わせて三幸学園へ支払い

3 今後の方針について

令和 7 年 4 月に三幸学園の児童発達支援センターが開設できるよう対応に努めていく。

総務委員会報告資料

令和7年2月26日

件名	足立区公共施設等総合管理計画改訂の取組み状況について																																											
所管部課名	公共施設マネジメント担当部 公共施設マネジメント担当課																																											
内容	足立区公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）改訂の取組み状況について、報告する。 1 パブリックコメントの実施結果について （１）計画名 足立区公共施設等総合管理計画（令和7年度～令和18年度）【令和6年度改訂】（素案） （２）実施期間 令和6年11月12日（火）～12月12日（木） （３）意見提出数及び提出方法 <table border="0"> <tr> <td>ア</td><td>意見提出数</td><td>467件（235名）</td></tr> <tr> <td>イ</td><td>提出方法</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>区ホームページの意見受付フォーム</td><td>64件（20名）</td></tr> <tr> <td></td><td>Eメール</td><td>6件（2名）</td></tr> <tr> <td></td><td>FAX</td><td>144件（64名）</td></tr> <tr> <td></td><td>郵送</td><td>14件（5名）</td></tr> <tr> <td></td><td>窓口への持参</td><td>223件（135名）</td></tr> <tr> <td></td><td>説明会</td><td>16件（9名）</td></tr> </table> （４）意見の概要と区の考え方、区民等の意見（全文） 別添資料1のとおり （５）主な「計画に反映した意見」と「計画への反映内容」 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th></th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ア</td><td>意見</td><td>維持管理費の経費別グラフの指定管理料と維持管理委託料を合わせると45.4%、何か削減する方法はないか。</td></tr> <tr> <td>反映</td><td>コスト削減手法を研究していく旨、計画に追記します。</td></tr> <tr> <td rowspan="2">イ</td><td>意見</td><td>本庁舎の年間維持管理費9.1億円、これこそ削減できないか。</td></tr> <tr> <td>反映</td><td>コスト削減手法を研究していく旨、計画に追記します。</td></tr> <tr> <td rowspan="2">ウ</td><td>意見</td><td>積立金のことを示さないのは、区財政の真の姿を区民に示していない。</td></tr> <tr> <td>反映</td><td>基金現在高（試算）として、グラフを計画に追加します。</td></tr> </tbody> </table>		ア	意見提出数	467件（235名）	イ	提出方法			区ホームページの意見受付フォーム	64件（20名）		Eメール	6件（2名）		FAX	144件（64名）		郵送	14件（5名）		窓口への持参	223件（135名）		説明会	16件（9名）			内 容	ア	意見	維持管理費の経費別グラフの指定管理料と維持管理委託料を合わせると45.4%、何か削減する方法はないか。	反映	コスト削減手法を研究していく旨、計画に追記します。	イ	意見	本庁舎の年間維持管理費9.1億円、これこそ削減できないか。	反映	コスト削減手法を研究していく旨、計画に追記します。	ウ	意見	積立金のことを示さないのは、区財政の真の姿を区民に示していない。	反映	基金現在高（試算）として、グラフを計画に追加します。
ア	意見提出数	467件（235名）																																										
イ	提出方法																																											
	区ホームページの意見受付フォーム	64件（20名）																																										
	Eメール	6件（2名）																																										
	FAX	144件（64名）																																										
	郵送	14件（5名）																																										
	窓口への持参	223件（135名）																																										
	説明会	16件（9名）																																										
		内 容																																										
ア	意見	維持管理費の経費別グラフの指定管理料と維持管理委託料を合わせると45.4%、何か削減する方法はないか。																																										
	反映	コスト削減手法を研究していく旨、計画に追記します。																																										
イ	意見	本庁舎の年間維持管理費9.1億円、これこそ削減できないか。																																										
	反映	コスト削減手法を研究していく旨、計画に追記します。																																										
ウ	意見	積立金のことを示さないのは、区財政の真の姿を区民に示していない。																																										
	反映	基金現在高（試算）として、グラフを計画に追加します。																																										

内 容		
エ	意見	財源があるのに実際より意図的に小さく見せているのは良くない。
	反映	今ある財源を踏まえて、将来の生産年齢人口の減少による区民税収入の減収を見通して算定しており、意図的に小さく見せているわけではありません。 ご意見を受け、素案作成時点では、令和6年度当初予算の数値に基づいていた基金現在高のスタートラインを、令和7年度当初予算案時点の数値に変更します。
オ	意見	40年後に人口が11%減少するから面積も11%減少させると安易に考えるのではなく、どの施設を減らせばコスト削減できるか、どの施設は減らしてもコスト削減できないかを考えてほしい。
	反映	施設保有面積削減の具体的検討にあたり、より大きな経費削減効果が得られる方法を検討する旨、計画に追記します。
カ	意見	各施設の区民利用者数・利用時間・年齢層を調べ、年間の稼働率調査が必要。調べて公表してほしい。そうすれば、利用者数の少ない場所は削減候補になっても仕方ないと判断できる。
	反映	各施設の機能の検証・改善に活用できる情報を、定期的に収集・公表する仕組みを作る旨、計画に追記します。
キ	意見	とても大切な事なので、町会の掲示板を利用するなどして、もっと区民の方に周知してほしい。
	反映	情報発信手段の一つとして、町会・自治会の掲示板を活用することを検討する旨、計画に追記します。
ク	意見	公共施設利用者にアンケートを取ってみてはどうか。 施設の削減にあたっては、特に保育・学校は子どもを通わせている忙しい現役世代の意見を取り入れ尊重してほしい。
	反映	施設利用者に対して施設の満足度や要望等の意向確認を行う方法として、アンケートの実施を検討する旨、計画に追記します。
ケ	意見	現役世代の方や、区民全体に関心を持ってもらい、意見を出しやすい環境づくりが必要だと思う。
	反映	幅広い年齢層や地域の区民の皆様と意見交換できる場を設けることを検討する旨、計画に追記します。
コ	意見	区民のウェルビーイング(幸福度)向上の視点にたって、民間事業者の力を区民サービスの充実や向上に生かしてほしい。
	反映	第5章の「取り組みの方向性」の中に「ウェルビーイング向上の視点」として、計画に追記します。

(6) 区の考え方の公表方法

ア 区ホームページへの掲載

イ 公共施設マネジメント担当課窓口での閲覧及び配布

2 足立区公共施設等総合管理計画【令和6年度改訂】(案)について

令和7年2月19日に足立区公共施設マネジメント推進委員会※を開催し、**別添資料2**のとおり「足立区公共施設等総合管理計画【令和6年度改訂】(案)」を取りまとめた。

※区長を委員長とし、両副区長、教育長、各部長級職員で構成する庁内会議体。

3 今後のスケジュール(予定)

年 月	内 容
令和7年3月	パブリックコメント実施結果及び意見の概要と区の考え方を公表
	総合管理計画改訂
4月	総務委員会において、総合管理計画の改訂を報告

総務委員会報告資料

令和7年2月26日

件名	「足立区特定要求等の記録及び公正な職務の執行の確保に関する規程」の改正案について
所管部課名	ガバナンス担当部 コンプライアンス推進担当課
内容	現行の「足立区への提言、要望等に関する取扱規程」については、これまでの運用状況、管理職アンケートの結果及び東京都カスタマー・ハラスメント防止条例の施行等を踏まえて見直し、「足立区特定要求等の記録及び公正な職務の執行の確保に関する規程（案）」（別紙1）として改正を検討している。 1 改正の目的について 区に対する特定要求等（特定要求若しくは不当要求に該当し、又は該当すると思料する提言、要望等（2条5号）（別紙2））に関する記録、報告及びこれらの特定要求等に関する対応等を具体的に定めることにより、職員の公正な職務の執行を確保するとともに、区の対応の透明性の向上を図り、区政への信頼を高める（1条）。 2 改正の概要について （1）公正な職務の執行を確保する仕組みの構築 特定要求等の記録、報告及び要求等への適切な対応並びに特定要求等に対する区長以下の組織的な対応を規定することにより、特定要求等に対する公正な職務執行を確保する仕組みを構築した。 ア 複数対応の明記 職員は、特定要求等を受けるおそれがあるときは、複数の者により対応する（3条2項）。 イ 上司への報告方法の明確化、中止申入れ等による適正対応の確保 管理職員（部長・課長）への特定要求等は、上司に当たる部長、副区長、教育長（教育委員会の職務権限に属する事項に限る）及び区長に報告し、指示を受ける（3条3項）。 一方、係長以下の職員への特定要求等については、上司に当たる係長及び課長に報告し、上司が必要な指示を行い、中止の申入れその他必要かつ適切な措置を講じる（3条5項）。 ウ 区長等の責務及び対応等の明確化 区長、副区長及び教育長（以下「区長等」という。）は、職員に対して、特定要求等を行ってはならないことを明記した（5条1項）。 区長は、特定要求等の報告を受けた場合において必要なときは、当該特定要求を受けた職員及び当該職員から報告を受けた上司に当たる職員に対して、指示を行うことができる（5条3項）。 また、必要に応じて、自ら又は副区長等をして、特定要求等を行った者に対して、要求等の中止の申入れその他の措置を講じることが

できる（５条４項）。

万一、職員が、区長等から特定要求等を受けた場合は、足立区職員等の内部公益通報に関する要綱の規定にもとづいて、内部通報することを義務付けた（５条６項）。

（２）通報又は報告をした職員を保護する仕組み

職員が、通報又は報告（以下「通報等」という。）をしたことにより不利益な取扱いを受けることを防ぐ仕組みを新設した。

区長は、職員が特定要求等を受けたことを通報等したことで、いかなる不利益も受けさせてはならない（６条１項）。

また、特定要求等の通報等をしたことで、不利益な取扱いを受けたと思料する職員は、公益監察員等に苦情の申出をし、公益監察員は調査及び調査結果にもとづく勧告をすることができる（６条２項、３項）。

（３）特定要求等への区の対応の透明性の向上

毎年度、特定要求の件数及び主な概要を公表するとともに、記録票等に関する情報公開請求への対応規定を整備した。

ア 特定要求等の概要等の公表

毎年度、公益監察員による評価結果に加えて、特定要求等の件数及び主な概要（個人を特定する情報を除く。）を公表する規定を設置した（１１条３項）。

イ 情報公開請求への対応

情報公開請求を受けた場合においては、開示することにより本規程に基づく事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものその他の情報公開条例第８条各号の規定に該当する不開示情報を除いて開示する原則を示した（９条１項）。

３ 東京都カスタマー・ハラスメント防止条例の施行への対応

東京都カスタマー・ハラスメント防止条例（令和７年４月１日施行、以下「条例」という。）は、事業者に対して、就業者が著しい迷惑行為※を受けた場合に、当該顧客等に対し、その中止の申入れその他の必要かつ適切な措置等を講ずる努力義務（条例９条２項）及び「指針」に基づく、必要な体制の整備等の努力義務（条例１４条１項）を課しており、事業者である区として対応する必要がある。

※ 著しい迷惑行為：暴行、脅迫その他の違法な行為又は正当な理由がない過度な要求、暴言その他の不当な行為（条例２条１項４号）をいうが、概ね規程に定める不当要求及び特定要求が該当すると考えられる。

４ 改正規程の施行日

令和７年５月１日（予定）

足立区特定要求等の記録及び公正な職務の執行の確保に関する規程 新旧対照表 (案)

改正前規程	改正後規程
○足立区 <u>への提言、要望等に関する取扱</u> 規程 平成 22 年 9 月 1 日訓令甲第 24 号 庁中一般 足立区 <u>への提言、要望等に関する取扱</u> 規程を次のように定める。 足立区 <u>への提言、要望等に関する取扱</u> 規程 (目的) 第 1 条 この規程は、足立区への <u>提言、要望等</u> に関する記録、報告等の取扱を定めることにより、<u>不正行為の要求及び不当要求を抑止し</u>、もって <u>区政の透明性を確保し</u>、区政への信頼を高めることを目的とする。 (定義) 第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 提言、要望等 区政に関する外部からの意見をいい、提言、要望、相談、苦情を含むものとする。 (2) 職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員及び同条第 3 項第 3 号に規定する非常勤職員をいう。 (3) 特定要求 提言、要望等のうち、次に掲げるものをいう。ただし、<u>事実若しくは手続の確認又は提供することに支障がない資料等を求めるにすぎないもの、情報提供をするもの、陳情書、要望書、申立書等適式に作成された書面によるもの及びその他の適正な職務の遂行に係るものであることが明らかであるものを除く。</u>	○足立区 <u>特定要求等の記録及び公正な職務の執行の確保</u> に関する規程 平成 22 年 9 月 1 日訓令甲第 24 号 庁中一般 足立区 <u>特定要求等の記録及び公正な職務の執行の確保</u> に関する 規程を次のように定める。 <u>足立区特定要求等の記録及び公正な職務の執行の確保に関する 規程</u> (目的) 第 1 条 この規程は、足立区への <u>特定要求等</u> に関する記録、報告 <u>及び当該要求等に関する対応等</u> を定めることにより、<u>職員の公正な職務の執行を確保するとともに、区の対応の透明性の向上を図り</u>、もって区政への信頼を高めることを目的とする。 (定義) 第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 提言、要望等 区政に関する外部からの意見をいい、提言、要望、<u>要求</u>、相談 <u>又は</u> 苦情を含むものとする。 (2) 職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員及び同条第 3 項第 3 号に規定する非常勤職員をいう。 (3) 特定要求 提言、要望等のうち、次に掲げるものをいう。ただし、<u>議場その他公式又は公開の場において発言された意見であつて、議事録その他これに類するものに記録がなされるもの、事実 又は 手続の 問合せ又は確認、提供することに支障がない資料等を求めるにすぎないもの、情報提供をするもの、陳情書、要望書、申立書等適式に作成された書面によるもの及びその他の適正な職務の遂行に係るものであるこ</u>

改正前規程	改正後規程
ア 正当な理由なく、特定の者に対して有利又は不利な取扱いを求めること。 イ 正当な理由なく、特定の者に対して義務のないことを行わせ、又は特定の者の権利の行使を妨げることを求めること。 ウ 正当な理由なく、執行すべき職務を行わず、又は定められた期限までに執行しないことを求めること。 エ 区が当事者となる契約において、区以外の契約の当事者に不当な利益が生ずることを求めること。 オ 職務上知り得た秘密を漏らすことを求めること。 カ アからオまでに掲げるもののほか、法令その他の規程等に違反することを求めること。 (4) 不当要求 暴力行為、どう <u>かつ</u>、面会の強要、長時間の居座り、職員に対する誹謗、中傷その他の社会的相当性を逸脱する手段によって、職員の公正な職務の遂行を妨げることとなることが明白な行為又は当該行為を背景とした <u>要求</u> をいう。 (新設) (職員の責務及び対応) 第3条 職員は、職務の遂行に当たっては、法令遵守の姿勢を堅持するものとし、提言、要望等に対しては、誠実かつ公正に対応しなければならない。 (新設) <u>2 職員は、特定要求又は不当要求（以下「特定要求等」という。）に該当し、又は該当すると思料される要求等を受けたときは、直ちに当該職員を管理し、及び監督する職員（以下「管理職員等」という。）に報告し、その指示を受けな</u>	とが明らかであるものを除く。 ア 正当な理由なく、特定の者に対して有利又は不利な取扱いを求めること。 イ 正当な理由なく、特定の者に対して義務のないことを行わせ、又は特定の者の権利の行使を妨げることを求めること。 ウ 正当な理由なく、執行すべき職務を行わず、又は定められた期限までに執行しないことを求めること。 エ 区が当事者となる契約において、区以外の契約の当事者に不当な利益が生ずることを求めること。 オ 職務上知り得た秘密を漏らすことを求めること。 カ アからオまでに掲げるもののほか、法令その他の規程等に違反することを求めること。 (4) 不当要求 <u>提言、要望等のうち、</u>暴力行為、どう<u>喝</u>、面会の強要、長時間の居座り、職員に対する誹謗、中傷その他の社会的相当性を逸脱する手段によって、職員の公正な職務の遂行を妨げることとなることが明白な行為又は当該行為を背景とした <u>もの</u> をいう。 <u>(5) 特定要求等 特定要求若しくは不当要求に該当し、又は該当すると思料する提言、要望等をいう。</u> (職員の責務及び対応) 第3条 職員は、職務の遂行に当たっては、法令遵守の姿勢を堅持するものとし、提言、要望等に対しては、誠実かつ公正に対応しなければならない。 <u>2 職員は、特定要求等を受けるおそれがあるときは、複数の者により対応するものとする。</u> <u>3 職員は、特定要求等を受けたときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる 職制上の上司に当たる職員（以下「上司に当たる職員」という。）に直ちに報告し、その指示を受けなければならない。ただし、この場合</u>

改正前規程	改正後規程
ければならない。ただし、この場合において、職務上知り得た秘密を漏らすことを求める要求であるときは、当該要求を行った者に対し、<u>当該情報が守秘義務が課された情報である旨を伝えて明確に拒否するものとする。</u> 3 前項の場合において、職員は、直ちにその内容を特定要求等対応記録票（別記様式。以下「記録票」という。）に記録するものとする。ただし、別に既存の記録様式がある場合は、記録票に代えて当該記録様式を使用することができる。 4 第2項の規定により、職員から報告を受けた<u>管理職員等</u>は、特定要求等の内容に応じて、部下の職員の公正な職務を確保するために必要な指示を行い、及び措置を講じるとともに、直ちに記録票の写しを提出することにより、当該事実を公益監察事務局に通報しなければならない。 （新設） 5 公益監察事務局は、<u>総務部参事（ガバナンス担当）付副参事（コンプライアンス推進担当）</u>	において、<u>当該特定要求等が</u>、職務上知り得た秘密を漏らすことを求める <u>ことその他法令に違反する</u> 要求であるときは、当該要求を行った者に対し、<u>法令の規定等</u>を示して、直ちに拒否するものとする。 <u>（1）部長 副区長、教育長（教育委員会の職務権限に属する事項に限る。）及び区長</u> <u>（2）課長 当該職員の上司に当たる部長、副区長、教育長（教育委員会の職務権限に属する事項に限る。）及び区長</u> <u>（3）係長 当該職員の上司に当たる課長</u> <u>（4）前各号に掲げる職員以外の職員 当該職員の上司に当たる係長及び課長</u> 4 前項の場合において、<u>特定要求等を受けた</u>職員は、直ちにその内容を特定要求等対応記録票（別記様式。以下「記録票」という。）に記録するものとする。ただし、別に既存の記録様式がある場合は、記録票に代えて当該記録様式を使用することができる。 5 第3項の規定により、職員から報告を受けた <u>上司に当たる職員</u>は、特定要求等の内容に応じて、部下の職員に公正な職務の遂行を確保するために必要な指示を行い、<u>特定要求等を行った者への中止の申入れその他必要かつ適切な措置を講じるものとする。</u> 6 第3項の規定により、職員から報告を受けた <u>課長又は係長及び特定要求等を受けた課長又は部長は、第4項の 記録票 又は記録様式（以下「記録票等」という。）</u>の写しを提出することにより、当該事実を公益監察事務局に通報しなければならない。 7 <u>職員は、記録票等には、事実を客観的に記載することに努め、虚偽又は不実の記録をしてはならない。</u> 8 公益監察事務局は、<u>ガバナンス担当部コンプライアンス推進担当課</u>とする。

改正前規程	改正後規程
とする。 (公益監察事務局等の対応及び支援) 第4条 前条第4項の規定による通報を受けた公益監察事務局は、直ちに通報内容を区長に報告する。この場合において、当該要求等が不当要求であるときは、記録票の写しを政策経営部区民の声相談課（以下「区民の声相談課」という。）に回付するものとする。 2 特定要求等 <u>に該当し、又は該当すると思料される要求等</u> を受けた職員又は当該職員から報告を受けた <u>管理職員等</u> は、当該要求等が特定要求に該当し、又は該当すると思料される場合にあっては公益監察事務局に、不当要求に該当し、又は該当すると思料される場合にあっては区民の声相談課に、<u>必要に応じて</u> 相談を行うことができる。 3 特定要求等 <u>に該当し、又は該当すると思料される要求等</u> があったことを知った職員は、当該要求等を受けた職員又は <u>管理職員等</u> が適切な対応又は通報等を行っていないものと思料されるときは、公益監察事務局又は区民の声相談課（以下「公益監察事務局等」という。）に相談することができる。 4 公益監察事務局は、前2項の規定による相談に関して必要があると認めるときは、足立区職員等の内部公益通報等に関する要綱（平成18年3月28日17足総総発第2800号）第3条第1項に規定する公益監察員（以下「公益監察員」という。）に助言を求めることができる。 5 公益監察事務局等の職員は、<u>第2項及び第3項の規定による相談に関して</u>、相談者等を適切に支援するとともに、相談者の秘密の保持等に十分配慮しなければならない。	(公益監察事務局等の対応及び支援) 第4条 前条第6項の規定による通報を受けた公益監察事務局は、直ちに通報内容を区長に報告 <u>しなければならない</u>。この場合において、当該要求等が不当要求に該当するときは、<u>公益監察事務局は、記録票等の写しを政策経営部区民の声相談課（以下「区民の声相談課」という。）に回付するものとする。</u> 2 特定要求等 <u>を受けた職員又は当該職員から報告を受けた 上司に当たる職員</u> は、<u>必要に応じて、当該要求等が特定要求に該当し、又は 該当すると思料する場合にあっては</u>公益監察事務局に、不当要求に該当し、又は該当すると思料する場合にあっては <u>公益監察事務局又は 区民の声相談課（以下「公益監察事務局等」という。）に相談を行うことができる。</u> 3 特定要求等 <u>があったことを知った職員は、当該要求等を受けた職員又は 当該職員から報告を受けた上司に当たる職員</u> が <u>報告、通報又は適切な対応を行っていないものと思料 する</u> ときは、公益監察事務局に <u>報告するものとする。</u> <u>この場合において、公益監察事務局は、当該要求等の内容、態様、対応状況等について調査し、区長に報告するものとする。</u> 4 公益監察事務局は、前3項の規定による <u>通報、報告又は 相談（以下「通報等」という。）</u> に関して必要があると認めるときは、足立区職員等の内部公益通報等に関する要綱（平成18年3月28日17足総総発第2800号）<u>（以下「内部通報要綱」という。）</u> 第3条第1項に規定する公益監察員（以下「公益監察員」という。）に助言を求めることができる。 5 公益監察事務局等の職員は、<u>第1項から第3項まで</u> の規定による <u>通報等をした者（以下「通報者等」という。）</u> を適切に支援するとともに、<u>通報者等</u> の秘密の保持に十分配慮しなければ

改正前規程	改正後規程
6 <u>特定要求等に該当し、又は該当すると思料される要求等</u>を受けた職員又は当該職員から報告を受けた<u>管理職員等</u>は、当該要求等に関する状況を適宜、<u>公益監察事務局等</u>に報告しなければならない。 7 公益監察事務局等は、当該特定要求等に関する情報を適宜区長に報告し、必要な指示等を受けなければならない。 (区長、副区長及び教育長の責務及び対応) (新設) 第5条 <u>区長、副区長及び教育長（以下「区長等」という。）</u>は、自ら<u>特定要求等に該当し、又は該当すると思料される要求等</u>を受けた場合には、第3条第1項及び第2項を遵守すべき規準として行動するものとする。 (新設) (新設) 2 前項の場合において、区長等は、当該要求等について、必要に応じ<u>公益監察事務局等</u>に情報提供し、公益監察員の助言を受けることができる。 (新設)	ばならない。 6 <u>特定要求等</u>を受けた職員又は <u>特定要求等</u>を受けた職員から報告を受けた係長及び課長は、当該要求等に関する状況を適宜、<u>記録票等に記録の上、公益監察事務局</u>に報告しなければならない。<u>この場合において、当該要求等が不当要求に該当するときは、第1項後段の規定を準用する。</u> 7 公益監察事務局等は、当該特定要求等に関する <u>経過その他の</u> 情報を適宜区長に報告し、必要な指示を受けなければならない。 (区長、副区長及び教育長の責務及び対応) 第5条 <u>区長、副区長及び教育長（以下「区長等」という。）</u>は、職員に対して、<u>特定要求等</u>を行ってはならない。 2 区長等は、自ら <u>特定要求等</u>を受けた場合には、第3条第1項及び第<u>3</u>項を遵守すべき規準として行動するものとする。 3 <u>区長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合において必要なときは、当該特定要求等を受けた職員及び当該職員から報告を受けた上司に当たる職員に対して、指示を行うことができる。</u> 4 <u>区長は、特定要求等を行った者に対して、必要に応じ、自ら又は副区長若しくは教育長をして、当該要求等の中止の申入れその他必要かつ適切な措置を講じることができる。</u> 5 前<u>3</u>項の場合において、区長等は、当該要求等について、必要に応じ、<u>公益監察事務局等</u>に情報提供し、公益監察員の助言を受けることができる。 6 <u>職員は、区長等から特定要求等を受けた場合は、内部通報要綱第8条第1項第1号の規定にもとづいて、公益監察員又は公益監察事務局に内部通報するものとする。</u>

改正前規程	改正後規程
(新設) (特定要求等への回答等) <u>第6条</u> 特定要求等 <u>に該当し、又は該当すると</u> <u>思料される要求</u> <u>に対する</u> 回答は、<u>原則として</u> 文書又は口頭により行うものとする。 (記録票の管理 <u>及び公開</u>) <u>第7条</u> 特定要求等 <u>に該当し、又は該当すると</u> <u>思料される要求等</u> を受けた職員及び <u>管理職員等</u> は、常に記録票の記録内容が正確かつ最新となるよう努めるとともに、当該特定要求等への対応が終了したと認められた時点において、当該記録票の写しを公益監察事務局に提出しなければならない。 2 公益監察事務局は、前項の規定により記録票が提出されたときは、これを速やかに区長の供覧に付さなければならない。 3 記録票は、足立区情報公開条例（平成12年足立区条例第91号）第8条の規定 <u>により開示義務から除かれるもの</u> を除き、<u>同条例に基づく開示</u> の対象となる。 <u>4</u> 特定要求等を行った者から記録票の開示を	<u>(不利益な取扱いの防止)</u> <u>第6条</u> 区長は、職員が、特定要求等を受けたことを通報し、又は当該要求に関して報告をしたことで、いかなる不利益も受けさせてはならない。 2 職員は、特定要求等を受けたことを通報し、又は当該要求に関して報告をしたことで、不利益な取扱いを受けたと思料するときは、書面により、公益監察員又は公益監察事務局に苦情の申出をすることができる。 3 前項の申出については、内部通報要綱第23条の規定を準用する。 <u>(特定要求等への回答等)</u> <u>第7条</u> 特定要求等 <u>に対 して回答する必要がある場合は</u>、文書又は口頭により <u>回答する</u> ものとする。 <u>(記録票等の管理)</u> <u>第8条</u> 特定要求等 を受けた職員及び <u>当該職員から報告を受けた上司に当たる職員</u> は、常に記録票等の記録内容が正確かつ最新となるよう努めるとともに、当該要求等への対応が終了したと認められた時点において、当該記録票等の写しを公益監察事務局に提出しなければならない。 2 公益監察事務局は、前項の規定により記録票等が提出されたときは、これを速やかに区長の供覧に付さなければならない。 <u>(記録票等の開示等)</u> <u>第9条</u> 記録票等について、足立区情報公開条例（平成12年足立区条例第91号。以下「情報公開条例」という。）第6条の規定による開示の請求を受けた場合においては、開示することにより本規程に基づく事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものその他の <u>情報公開条例第8条 各号の規定に該当する不開示情報を</u> 除き、開示 <u>をしなければならない</u>。 <u>2</u> 特定要求等を行った者から個人情報の保護

改正前規程	改正後規程
求められたときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第78条の規定により <u>開示義務から除かれるもの</u> を除き、<u>速やかに当該要求等に関する記録票の写しを提示</u> するものとする。	に関する法律（平成15年法律第57号）<u>第76条の規定に基づき、記録票等に係る保有個人情報</u> の開示を求められたときは、<u>同法第78条第1項各号の規定に該当する不開示情報</u> を除き、<u>速やかに当該保有個人情報を開示しなければならない。</u>
（記録票の保存）	（<u>記録票等の保存</u>）
第8条 記録票は、各課及び公益監察事務局において保存するものとする。	第10条 記録票等は、各課及び公益監察事務局において保存するものとする。
2 記録票の保存年限は、5年とする。	2 記録票等の保存年限は、5年とする。
（第三者評価）	（<u>第三者評価</u>）
第9条 区長は、この規程の運用状況について、第三者の評価を受けなければならない。	第11条 区長は、<u>毎年度</u>、この規程の運用状況について、第三者の評価を受けなければならない。
2 前項の第三者は、公益監察員とする。	2 前項の第三者は、公益監察員とする。
3 区長は、第1項の評価を受けたときは、<u>その内容</u> を公表しなければならない。	3 区長は、第1項の評価を受けたときは、<u>評価結果、特定要求等の件数並びに主な概要（個人を特定する情報を除く。）</u> を公表しなければならない。
（委任）	（<u>委任</u>）
第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。	第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
付 則（平成29年2月1日訓令甲第1号） この訓令による改正後の足立区への提言、要望等に関する取扱規程の規定は、この訓令の発令日以後に受けた特定要求又は不当要求について適用し、同日前に受けた特定要求又は不当要求については、なお従前の例による。	付 則（平成29年2月1日訓令甲第1号） この訓令による改正後の足立区への提言、要望等に関する取扱規程の規定は、この訓令の発令日以後に受けた特定要求又は不当要求について適用し、同日前に受けた特定要求又は不当要求については、なお従前の例による。
付 則（令和3年3月31日訓令甲第16号） （施行期日）	付 則（令和3年3月31日訓令甲第16号） （施行期日）
1 この訓令は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。	1 この訓令は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）	（経過措置）
2 この訓令による改正後の足立区への提言、要望等に関する取扱規程の規定は、施行日以後に受けた特定要求等について適用し、同日前に受けた特定要求等については、なお従前の例に	2 この訓令による改正後の足立区への提言、要望等に関する取扱規程の規定は、施行日以後に受けた特定要求等について適用し、同日前に受けた特定要求等については、なお従前の例に

改正前規程	改正後規程
よる。 付 則（令和５年３月３１日訓令甲第１７号） この訓令は、令和５年４月１日から施行する。 別記様式（第３条関係）	よる。 付 則（令和５年３月３１日訓令甲第１７号） この訓令は、令和５年４月１日から施行する。 （施行期日） １ この訓令は、令和７年５月１日（以下「施行日」という。）から施行する。 付 則（令和７年 月 訓令甲第 号） （経過措置） ２ この訓令による改正後の足立区への提言、要望等に関する取扱規程の規定は、施行日以後に受けた特定要求等について適用し、同日前に受けた特定要求等については、なお従前の例による。 別記様式（第３条関係）

1. 提言、要望等（2条1号）

区政に関する外部※からの意見をいい、提言、要望、要求、相談又は苦情を含むものとする。

※外部とは、区の職員以外の法人及び個人をいうため、議員（国会議員、都議会議員及び区議会議員）、区の行政委員会の委員や区の職員であった者等も含まれる。

2. 特定要求の規定（2条3号）及び例示

規定上の区分	解釈通知で示している例
ア 正当な理由なく、特定の者に対して有利又は不利な取扱いを求めること	1 入札等（一般競争入札、指名競争入札、随意契約等）に際して特定の業者に発注するよう、又は特定の業者を指名競争入札に参加させるよう求めること。 2 許可、認可、免許等の手続や補助金や貸付金等の交付決定において、特定の者を有利に取り扱うよう求めること。 3 特定の職員の人事（職員の採用、昇任、降任、異動等）に関して公正を害する要求等を行うことなど。
イ 正当な理由なく、特定の者に対して義務のないことを行わせ、又は特定の者の権利の行使を妨げることを求めること	4 公共工事に関し、元請業者に下請参入させることを口利きするよう求めること。 5 一般競争入札等において、特定の業者に入札辞退の働きかけをするよう求めること。
ウ 正当な理由なく、執行すべき職務を行わず、又は定められた期限までに執行しないことを求めること	6 区税を納付できない特別な事情がないにもかかわらず、差押等の滞納処分を行わないよう、若しくは猶予するよう求めることなど。 7 特定の者に対する不利益処分や行政指導を行わないように又はその程度を緩めるよう求めることなど。
エ 区が当事者となる契約において、区以外の契約の当事者に不当な利益が生ずることを求めること	8 契約内容が履行されていないにもかかわらず、契約当事者に代金を支払うよう求めること。 9 用地売買の契約等において、不当に高額な金額で契約するよう迫ることなど。
オ 職務上知り得た秘密を漏らすことを求めること	10 入札等における予定価格、設計価格、最低制限価格、入札参加希望者数・希望者名等の入札関連情報（公表されているものを除く。）の教示又は漏えいを求めること。 11 指定管理者の選定その他公募又は指名の方法により提案を求め、選定する事業に関して、選定基準等の情報（公表されているものを除く。）を教えるよう求めること。 12 立入検査等に関する情報（公表されているものを除く。）を教えるよう求めること。 13 特定の者の個人情報又は特定の法人の情報（公表されているものを除く。）を教えるよう求めることなど。
カ アからオまでに掲げるもののほか、法令その他の規程等に違反することを求めること	14 入札談合等関与行為（官製談合）防止法の規定に違反して、入札参加希望者に入札談合等を行わせることを求めることなど。

3. 不当要求の規定（2条4号）及び例示

規定の内容	解釈通知で示している例
提言、要望等のうち、暴力行為、どう喝、面会の強要、長時間の居座り、職員に対する誹謗、中傷その他の社会的相当性を逸脱する手段によって、職員の公正な職務の遂行を妨げることが明白な行為又は当該行為を背景としたもの	ア 暴力行為、どう喝、威嚇、乱暴な言動その他の社会的相当性を逸脱する手段等によって、職員の公正・公平な職務の遂行を妨げようとする行為又は当該行為を背景とした要求
	イ 面会の強要、長時間の占拠、居座り等によって、職員の公正・公平な職務の遂行を妨げようとする行為又は当該行為を背景とした要求
	ウ 正当な理由がなく、かつ、執拗に著しく有利な取扱いを要求する行為
	エ 職員個人の名誉、人格を傷つける言動、性別や身体的特徴などをマイナスに指摘する言動などの誹謗、中傷によって、職員の公正・公平な職務の遂行を妨げようとする行為又は当該行為を背景とした要求
	オ その他職員の公正な業務の遂行を妨げることが明白な行為又は当該行為を背景とした要求

4. 特定要求に該当しない事例

1	議場その他公式又は公開の場において発言された意見であって、議事録その他これに類するものに記録がなされるもの
2	事実や手続の問合せ又は確認をするもの
3	区民等に配布している資料や情報公開条例に基づく資料の請求
4	陳情書、要望書、申請書、申立書等の適式に作成された書面によるもの
5	資料請求等
6	議会質問の前に、議員から質問事項に関する見解を求めること
7	区民等の要請を受けて工事担当課の職員に区道の特定箇所等の補修を依頼すること
8	特定の区民等に関して生活保護の受給等ができるかどうかの照会をすること、又は申請等に立ち会うこと
9	行政活動にメリットがある優れた製品やサービスなどに関する情報を担当課に提供すること、又は当該事業者を担当課に紹介すること
10	その他議員の正当な政治活動に関するもの